

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 6 月 9 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 宮古庁舎海水ろ過棟点検整備業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 6 年 3 月 2 9 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」又は「その他」で「A」から「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付  
岩手県宮古市崎山4-9-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所宮古庁舎  
電話 0193-63-8121  
FAX 0193-64-0134

② 郵送による交付  
封書に「宮古庁舎海水ろ過棟点検整備業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に140円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付  
任意書式に「宮古庁舎海水ろ過棟点検整備業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年6月23日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。  
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付

け、同様に対応する。  
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和 5 年 6 月 3 0 日 1 4 時 0 0 分  
岩手県宮古市崎山 4 - 9 - 1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所宮古庁舎 大会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和 5 年 6 月 3 0 日 1 3 時 0 0 分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約について

は原則として93日以内)

(5) その他  
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了知願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件名 宮古庁舎海水ろ過棟点検整備業務
2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構宮古庁舎の海水ろ過棟に設置しているろ過器3基の点検及び清掃と、ろ過器3基のうち1基のろ過砂表面のすき取り補充と内部の洗浄を実施することで、海水の安定供給機能の維持を行うことを目的とする。
3. 履行場所 岩手県宮古市崎山4-9-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
宮古庁舎
4. 履行期限 令和6年3月29日
5. 業務内容
  - (1) 海水ろ過設備概要
    - 型式：マリノサイフォンフィルター
    - ろ過水量：300 m<sup>3</sup>/時
    - 池数：3池
    - 製作番号：E12-70021-0
    - 完成年月：平成25年10月
  - (2) 海水ろ過器点検清掃業務
    - ①ろ過室機能点検
      - ア. ろ材流出の有無を確認すること。
      - イ. 各ろ過槽において、上層、中層、下層のろ過砂をサンプリングし、洗浄濁度試験、塩酸可溶率試験、濁度試験を実施し汚染状況の評価を行うこと。
      - ウ. 集水装置において、ろ過砂の流出の有無を確認すること。
    - ②各槽内部点検及び清掃
      - ア. 分配渠の破損、変形等の有無を目視で点検すること。
      - イ. ループシール槽の配管、バルブ、バップル等に破損や変形が無いか確認し、槽内に付着した貝類等の付着物を高圧洗浄機等で取り除くこと。
      - ウ. ろ過室内のマッドボールの有無を確認し清掃すること。また、室内に付着した貝類等の付着物を高圧洗浄機にて除去すること。
      - エ. 逆洗水貯槽のサイフォンブレイカー、配管類に破損や変形が無いか確認すること。

オ. 集水室の室内底部に汚泥類の沈殿がある場合は取り除き、装置本体、ドレン管に破損や変形が無いか確認すること。

③海水ろ過器外部点検

ア. 外部配管やバルブドレン等に破損や変形が無いか目視確認すること。

イ. 電動弁が正常に作動しているか確認すること。

ウ. マンホールノズルや圧力計に破損が無いか確認すること。

エ. 逆洗装置が正常に稼働するか確認すること。また、逆洗時間を測定した上で必要があれば逆洗水量の調整を行うこと。

④自動制御盤が正常に稼働しているか確認すること。

⑤真空ポンプ内部に摩耗等の異常が無いか確認の上、清掃すること。

(3) No.1 海水ろ過器のすき取り補充作業及び内部清掃業務

①No.1 海水ろ過器のすき取り補充作業を行うこと。なお、補充する砂に関しては、当海水ろ過器の性能を満足できるような砂を選定すること。

②内部の洗浄業務を行うこと。

(4) 上記(2)及び(3)の業務完了後は必ず試運転を行い、ろ過器を含む装置全体が正常に稼働し、通水状況が良好であることを確認すること。

(5) 洗浄で取り除かれた堆積汚泥は、庁舎構内の指定場所にため置くこと。

6. 特記事項

(1) 本業務の着手にあたり、事前に担当職員と協議のうえ作業計画及び作業工程表を提出すること。

(2) 本業務完了後は、作業写真を取りまとめた写真帳や報告書等を提出すること。

7. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。